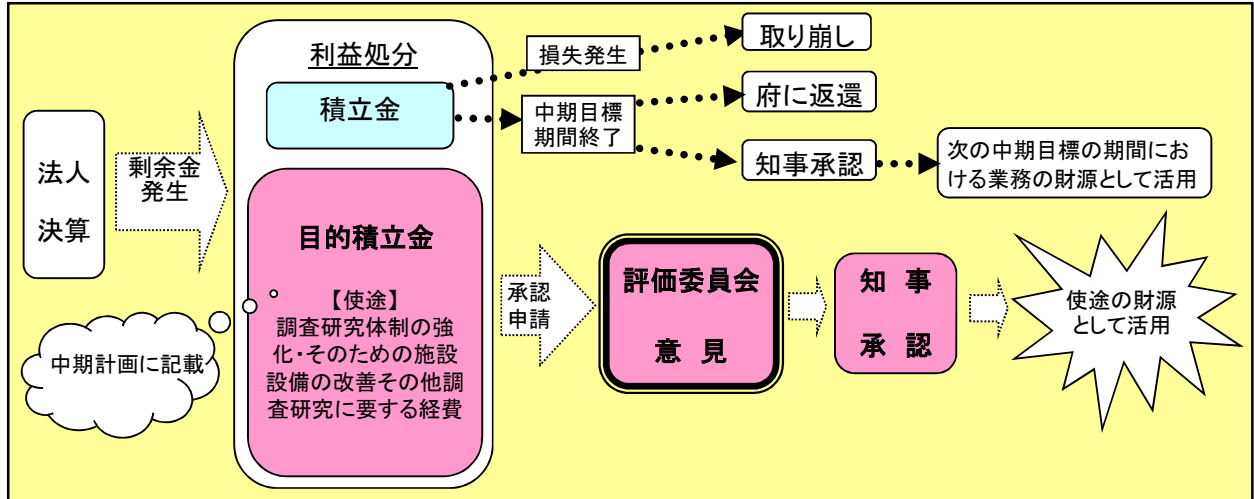


# 利益処分にかかる知事の承認(経営努力認定)について

## 1. 概要

地方独立行政法人法上、同法第40条第1項に定める残余(剰余金)がある場合、積立金として整理しなければならない。ただし、設立団体の長(知事)が、評価委員会の意見を聴いて承認した場合、経営努力による剰余金は目的積立金として、中期計画に定める用途に充てることができる旨規定。(同法第40条第3項)



## 2. 承認の基準

地方独立行政法人法第40条第3項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、法人の経営努力によると認められる場合とする。

ただし、決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額とする。

- ① 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益 ⇒ (職員人件費、契約方法等の見直しによる経費抑制等)
- ② 運営費交付金及び国等の補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益 ⇒ (受託研究の収入等)

【地方独立行政法人会計基準(注釈) <経営努力認定の考え方について>】

- 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。
- その他、地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【中期目標・中期計画 第7 剰余金の用途】

決算において発生した剰余金のうち、業務の効率化等、経営努力により生じたものについては、職員の技術力・研究力の向上等調査研究体制の強化、及びそのための施設・設備の改善、その他研究所が必要と認める調査研究に要する経費に充てる。

## 3. 府の考え方

平成25年度の剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人環境農林水産総合研究所の申請どおり承認することについて問題ないと考えている。